

《通行止のお知らせ》

山梨県警高速隊の「交通事故再見分」のため、次のとおり中央自動車道の通行止めを実施します。お急ぎのところ大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 通行止め日時

平成21年5月13日(水)0:00~3:00 (3時間:12日深夜)

2. 通行止め区間

中央自動車道【上り線】甲府南ICから一宮御坂ICまで

3. 通行止に伴う乗継ぎ調整

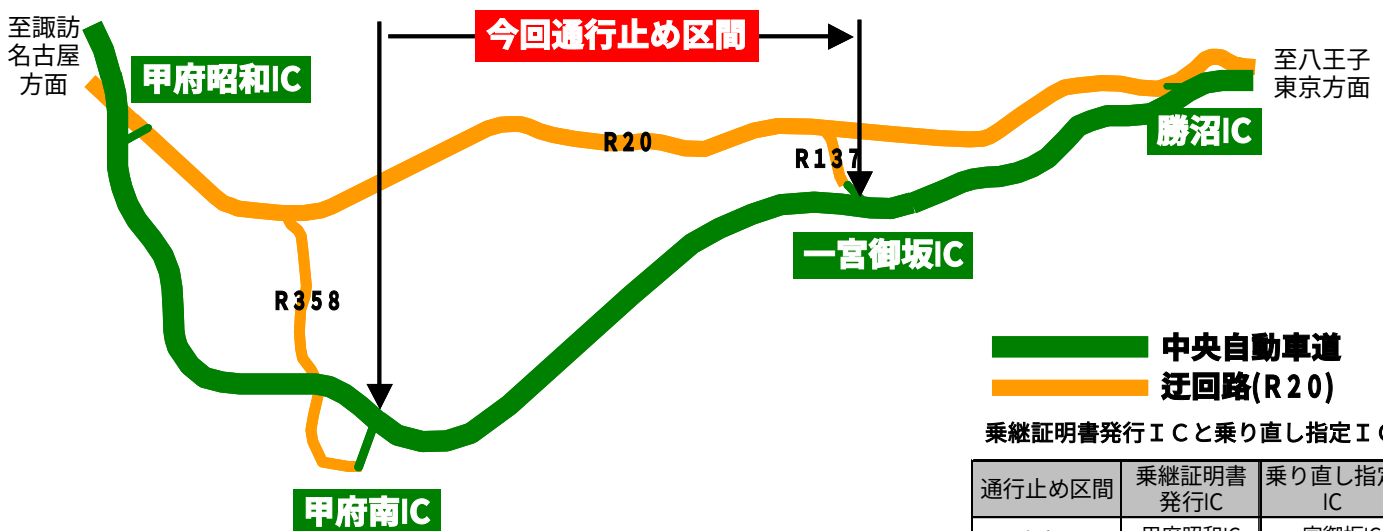
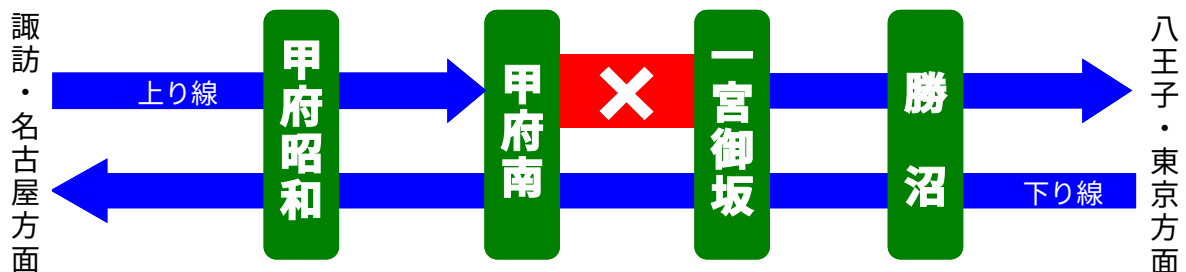
通行止めにより中央自動車道甲府南IC~一宮御坂IC間(上り線)の通行止め区間を一旦流出し、一般道(国道20号線)を迂回して再度同一方向に乗り継がれるお客様につきましては、一旦流出するインターチェンジでお渡しする「高速道路通行止め乗継証明書」を乗り継ぎ後の最初の出口インターチェンジで係員にお渡しいただくと、所定の調整方法により算出した通行料金をいただきます。

なお、ETCをご利用のお客様は、料金所のETCレーンを通行していただければ所定の調整を行います。(流出時と再度流入時には同一のETCカードを用いて走行してください。)

※24時間以内に乗り直し指定ICで乗り継いでください。

※上記、通行止め解除後に、乗継証明書発行ICで流入する場合にも料金調整を行います。

※通行券でご利用のお客様・ETCをご利用のお客様、ともに料金調整を行います。



乗継証明書発行ICと乗り直し指定IC

通行止め区間	乗継証明書発行IC	乗り直し指定IC
甲府南IC~ 一宮御坂IC	甲府昭和IC 甲府南IC	一宮御坂IC 勝沼IC

【お問い合わせ先】

●山梨県警察本部交通部高速道路交通警察隊 TEL:055-275-4551 (代表)

●八王子支社 甲府保全・サービスセンター

TEL:055-275-5121 (代表)

受付時間9:00~17:25